

(趣旨)

第1条 この告示は、おいらせ町が管理する公共用財産（以下「財産」という。）と、これに隣接する土地との境界確定事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(財産の範囲)

第2条 この告示で取り扱う公共用財産は、次の各号の用に供されているものの土地とする。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項に規定する町道
- (2) おいらせ町公園条例（平成18年条例第137号）に規定する公園
- (3) おいらせ町農村公園条例（平成18年条例第122号）に規定する公園
- (4) おいらせ町下水道条例（平成18年条例第138号）に規定する下水道
- (5) おいらせ町農業集落排水処理施設条例（平成18年条例第141号）に規定する農業集落排水処理施設
- (6) おいらせ町法定外公共物管理条例（平成18年条例第62号）に規定する法定外公共物
- (7) 前号に定めるもののほか、おいらせ町財務規則（平成18年規則第45号）に規定する行政財産及び普通財産

(申請者)

第3条 次の各号に定める者又はその代理人から境界を確定するための協議（以下「協議」という。）の申請があった場合は、これに応じるものとする。

- (1) 当該財産の隣接土地所有者
- (2) 国又は地方公共団体
- (3) 前2号に掲げる者のほか、町長が特に必要があると認める者。

2 申請者が次の各号に掲げる者である場合は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法人が隣接土地所有である場合 代表者（法人が解散又は倒産した場合は、その清算人又は管財人。）
- (2) 共有地の場合 共有者（他の共有者全員の委任を受けた者がある場合は、その受任者。）
- (3) 土地所有者が死亡している場合 相続人全員（他の相続人全員の委任を受けた者がある場合は、その受任者。）
- (4) 開発行為等にかかる場合 隣接土地所有者全員（隣接土地所有者が多数で、当該開発行為をしようとする者が全員の委任を受けた場合は、その者。）

(協議の申請)

第4条 前条の規定により申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、土地境界確定協議申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に1部提出するものとする。

- (1) 委任状（様式第2号） 代理人による申請の場合。
- (2) 印鑑登録証明書の写し 申請者にかかるもので、申請書の提出前3箇月以内に発行されたもの。
- (3) 隣接土地所有者調書（様式第3号）
- (4) 付近見取図 縮尺1,500分の1から3,000分の1程度の住宅地図等によることとし、申請箇所を朱色で表示したもの。

- (5) 地図（公図）の写し 不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条に規定する地図又はこれに準ずるものとして法務局に備え付けられている図面で、境界確定協議申請にかかる財産に隣接する土地すべてを入れ、転写年月日並びに転写した者の資格及び氏名を記名押印したもの。
- (6) 土地の登記事項証明書の写し 申請地にかかるもので、申請書の提出前3箇月以内に発行されたもの。
- (7) 相続又は承継を証する書類 申請者が相続人又は承継人である場合。
- (8) 実測平面図 原則250分の1とし、土地の地形、地番、地目、建物、工作物等を表示したもの。
- (9) その他町長が必要と認めるもの。

2 第1項第8号の図面は、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）に基づく土地家屋調査士又は測量法（昭和24年法律第188号）に基づく測量士若しくは測量士補が作成したものとす。

（申請書の受付）

第5条 町長は、前条の規定により申請書が提出された場合、これを審査し、協議を行うことが適当と認めるときは、これを受け付けるものとする。ただし、申請地が既に境界確定した箇所又は境界若しくは所有権について訴訟係属中であるときは、受け付けないものとする。

（事前調査）

第6条 町長は、協議を行おうとするときは、あらかじめ当該財産の位置、形状又は幅員等について調査するものとする。

（協議の方法）

第7条 町長は、協議を行うときは、原則として現地における立会いにより行うものとする。ただし、申請者が、町長の指示した公共用財産の幅員等に基づいて行った隣接土地所有者との協議が整い、かつ、その内容が適当と認められる場合は、この限りでない。

2 町長は、前項本文の規定による協議を行おうとするときは、申請者から他の隣接土地所有者に対し、その日時及び場所等を連絡させるものとする。ただし、町長が必要と認めるときは、土地境界立会依頼書（様式第4号）を送付することができる。

3 町長は、第1項本文の規定による協議を行う場合、特に必要があると認めるときは、参考人の立会いを求め、意見を聴くことができる。

4 申請者又は隣接土地所有者が協議のための代理人を選任したときは、町長は、委任状その他の方法により受任者を確認するものとする。

（境界確定の箇所）

第8条 町長は、協議を行うときは、申請にかかる財産と隣接する土地とのすべての境界について行うものとする。ただし、町長が特に必要が無いと認める場合は、この限りではない。

（境界標の設置）

第9条 町長は、協議が成立したときは、その区間の起点及び終点並びに必要な箇所に境界標を設置するものとする。

2 前項の境界標は、境界プラスチック杭によるものとする。ただし、これによることが困難又は不適当であるときは、鋤の打設、その他の適当な方法によりこれに代えることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、申請者が仮に設置した標識（以下「仮杭等」という。）により協議が成立したときは、その仮杭等を境界標とすることができる。この場合において、仮杭

等の種類は、前項の規定を準用する。

(境界確定図の提出及び通知)

第10条 町長は、協議が成立したときは、申請者に対し、次に掲げる事項を表示した境界確定図を速やかに1部以上提出させるものとする。

- (1) 実測平面図 第4条第1項第8号に規定する図面に、境界確定線、境界標の位置並びに境界標間の距離及び境界標と引照点との距離を表示したもの。
- (2) 横断面図
- (3) 座標値及び詳細図 座標値は、公共座標値とする。
- (4) 隣接土地所有者の合意書(様式第5号) 隣接土地所有者の合意書は、境界確定図への表示を可とする。

2 第1項の図面は、土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)に基づく土地家屋調査士又は測量法(昭和24年法律第188号)に基づく測量士若しくは測量士補が作成したものとし、測量年月日並びに図面作成者の資格及び氏名を記名押印したものとする。

3 町長は、協議が成立したときは、土地境界確定合意通知書(様式第6号)に、前項の境界確定図(おいらせ町が保有するものを除く。)を添付し、申請者に通知するものとする。

(協議不調の通知)

第11条 町長は、協議が成立しなかった場合、又は立会后1年を経過してもなお同意が得られない場合は、協議が成立する見込みがないものとして、申請者に対し土地境界確定不調通知書(様式第7号)により通知するとともに、申請書及びその添付書類を返戻するものとする。また、協議が成立しているにもかかわらず、申請者が境界確定図を提出しようとしな場合も同様に扱うものとする。

(再協議)

第12条 町長は、既に協議が成立した箇所について、再度の協議は行わないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、隣接土地所有者全員の合意があった場合は、この限りではない。

- (1) 境界を変更すべき合理的な理由があると認められるとき。
- (2) 境界の復元が現地において著しく困難であると認められるとき。

(境界確定処理の記録)

第13条 町長は、境界確定に係る事務処理について、土地境界確定処理台帳(様式第8号)に必要な事項を記録し、これを保存するものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年10月1日から施行する。